

都市計画道路事業(荒川線)の施行について

都市計画道路荒川線については、令和7年3月13日、国土交通省近畿地方整備局告示第21号に基づき事業を実施することとなりました。施行する事業地は下記のとおりです。

なお、都市計画法第67条の規定により、令和7年3月13日以降、事業地内の土地建物等を兵庫県以外の者に有償譲渡しようとする場合は、その土地建物等の予定対価の額及び譲り渡そうとする相手方等をあらかじめ書面をもって兵庫県に届け出なければなりません。同法第67条の規定に違反して、届け出をしないで土地または土地建物等を有償で譲渡した場合は、同法第95条により50万円以下の過料に処することになりますので、特にご注意下さい。

事業内容の詳細及び上記の有償譲渡に関する届け出等についてお尋ねがある場合は、下記の土木事務所にご照会ください。

令和7年

兵庫県

記

1. 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画道路事業 3. 4. 169号 荒川線

2. 施行日

令和7年3月13日～

3. 設計の概要

荒川線：延長280m 幅員20m 車線数2車線

4. 施行者の名称

兵庫県

5. 事務所の所在地及び名称

姫路市北条1-98

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所

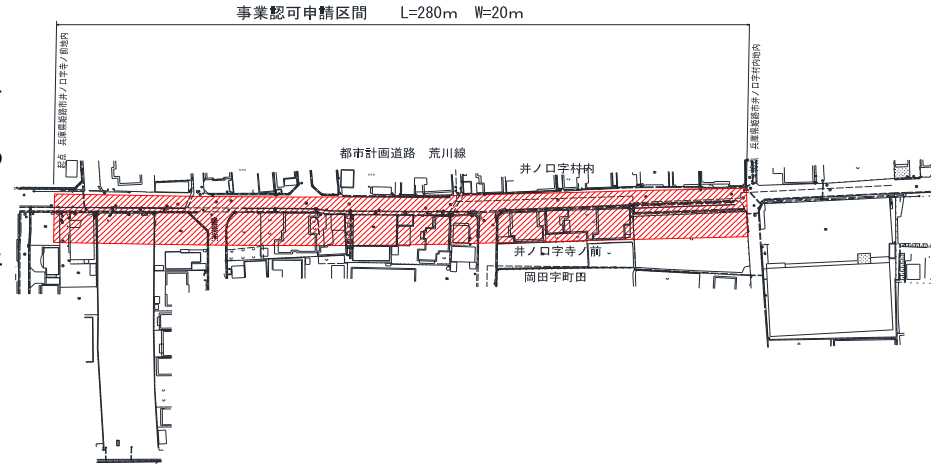
(担当課) 道路第1課 電話 079-281-9559

用地第1課 電話 079-281-9473

6. 事業地の所在地

兵庫県姫路市井ノ口及び岡田地内

平面図



- ・朱線部分内は、今回実施する事業地です。
- ・平面図はイメージですので、事業地にかかる詳細については、土木事務所までお問い合わせください。

横断面図

